長官官房公文書監理・情報化推進室における標準文書保存期間基準(保存期間表)

令和6年4月1日 文書管理者(公文書監理・情報化推進室長)

原子力規制委員会行政文書管理規則(平成 24 年 9 月 19 日原規総発第 120919003 号。以下「文書管理規則」という。)第 14 条第 1 項の規定に基づき、公文書監理・情報化推進室における標準文書保存期間基準 (保存期間表)を次の表のとおり定める。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政 文書の類型(施行令 別表の該当項)	保存期間	具体例	文書管理 規則別表 第2の該 当事項・ 業務の区 分	保存期間満 了時の措置
法律の制定又は					- (1)	at he hole
1 法律の制定 又は改廃及 びその経緯	検討	①立案基礎文書(一 の項イ)	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・国際機関の勧告 ・原子力規制委員会決定	2 (1) ①-1 (1)	移管
		②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言		
		③立案の検討に関す る調査研究文書(一 の項イ)		・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング		
	(2) 法律案 の審査	法律案の審査の過程 が記録された文書 (一の項ロ)		・法制局提出資料 ・審査録	2 (1) ①-1 (2)	
	(3)他の行 政機関への 協議	行政機関協議文書 (一の項ハ)		・各省への協議案・各省からの質問・意見・各省からの質問・意見に対する回答	2 (1) ①- 1 (3)	
	(4) 閣議	閣議を求めるための 決裁文書及び閣議に 提出された文書(一 の項ニ)		・5点セット (要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文)・閣議請議書・案件表・配付資料	2 (1) ①-1 (4)	
	(5) 国会審 議	国会審議文書 (一の 項へ)		・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣府意見案 ・同案の閣議請議書	2 (1) ①- 1 (5)	
	(6) 官報公 示その他の 公布	官報公示に関する文 書その他の公布に関 する文書(一の項		・官報の写し ・公布裁可書(御署名原 本)	2 (1) ①- 1 (6)	

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政 文書の類型(施行令 別表の該当項)	保存期間	具体例	文書管理 規則別該 第2の項・ 業務の区 分	保存期間満 了時の措置
		(7)解釈又 は運用の基 準の設定	ト) ①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書(一の項チ) ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書(一の項チ)		 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示・運用の手引 	2 (1) ①-1 (7)	
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1) 締結の 検討	①外国(本邦の域外 にある国又は地域を いう。)との交渉に 関する文書及び解釈 又は運用の基準の設 定のための決裁文書 (二の項イ及びニ) ②他の行政機関の質	30年	・交渉開始の契機・交渉方針・想定問答・逐条解説・各省への協議案	2 (1) ①- 2 (1)	移管(経済協力 関係等で定型化 し、重要性がな いものは除 く。)
			問若しくは意見又は これらに対する回答 に関する文書その他 の他の行政機関への 連絡及び当該行政機 関との調整に関する 文書(二の項ロ)		・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見 に対する回答		
			③条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書及び解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書(二の項ハ及びニ)		・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング ・情報収集・分析		
		(2)条約案 の審査	条約案その他の国際 約束の案の審査の過程が記録された文書 (二の項ハ)		・法制局提出資料 ・審査録	2 (1) ①- 2 (2)	
		(3) 閣議	閣議を求めるための 決裁文書及び閣議に 提出された文書(二 の項ニ)	20 年(保 存期間満 了時の措 置を廃棄	・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料	2 (1) ①- 2 (3)	
		(4) 国会審 議	国会審議文書(二の 項ニ)	の措置と 定め 書(を を を を を を を を を を の を の を の を の を の	・議員への説明・趣旨説明・想定問答・答弁書・国会審議録	2 (1) ①- 2 (4)	
		(5) 締結	条約書、批准書その 他これらに類する文 書(二の項ホ)	化し、重 要性がな いもの) について は30	・条約書・署名本書 ・調印書 ・批准・受諾書 ・批准書の寄託に関する 文書	2 (1) ①- 2 (5)	
		(6) 官報公 示その他の 公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書(二の項ニ)	年)	・官報の写し ・公布裁可書(御署名原本)	2 (1) ①- 2 (6)	

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政 文書の類型(施行令 別表の該当項)	保存期間	具体例	文書管理 規則別表 第2の該 当事務の区 分	保存期間満 了時の措置
3	政令の制定 又は改廃及 びその経緯	(1) 立案の 検討	①立案基礎文書 (一 の項イ) ②立案の検討に関す る審議会等文書 (一 の項イ) ③立案の検討に関す る研究調査文書 (一	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・国際機関の勧告 ・原子力規制委員会決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 ・外国・自治体・民間企 業の状況調査	2 (1) ①-3 (1)	移管
		(2) 政令案 の審査	の項イ) 政令案の審査の過程 が記録された文書 (一の項ロ)		来の水流調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング ・法制局提出資料 ・審査録	2 (1) ①-3 (2)	
		(3) 意見公 募手続	意見公募手続文書 (一の項ハ)		 ・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照 条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 	2 (1) ①-3 (3)	
		(4) 他の行 政機関への 協議	行政機関協議文書 (一の項ハ)		・各省への協議案・各省からの質問・意見・各省からの質問・意見に対する回答	2 (1) ①- 3 (4)	
		(5) 閣議	閣議を求めるための 決裁文書及び閣議に 提出された文書(一 の項二)		・5点セット(要綱、政令案、理由、新旧対照条文、参照条文)・閣議請議書・案件表・配布資料	2 (1) ①-3 (5)	
		(6) 官報公 示その他の 公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書(一の項ト)		・官報の写し ・公布裁可書(御署名原 本)	2 (1) ①- 3 (6)	
		(7)解釈又 は運用の基 準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書(一の項チ) ②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書(一の項チ)		 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示・運用の手引 	2 (1) ①-3 (7)	
4	省令その他 の規則の制 定又は改廃 及びその経 緯	(1) 立案の 検討	①立案基礎文書(一 の項イ)	20 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・国際機関の勧告 ・原子力規制委員会決定	2 (1) ①- 4 (1)	移管

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政 文書の類型 (施行令 別表の該当項)	保存期間	具体例	文書管理 規則の該 第 事 項 区 業務の区	保存期間満 了時の措置
			②立案の検討に関す る審議会等文書(一 の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、 提言		
			③立案の検討に関す る調査研究文書(一 の項イ)		・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング		
		(2) 意見公 募手続	意見公募手続文書 (一の項ハ)		・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照 条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結 果及びその理由	2 (1) ①- 4 (2)	
		(3)制定又 は改廃	省令その他の規則の 制定又は改廃のため の決裁文書(一の項 ホ)		・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、 参照条文	2 (1) ①- 4 (3)	
		(4) 官報公	官報公示に関する文 書(一の項ト)		・官報の写し	2 (1) ①- 4 (4)	
		(5)解釈又 は運用の基 準の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書(一の項チ)		・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング	2 (1) ①-4 (5)	
			②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書 (一の項チ)		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示		
閣詞		 関の長で構成	 される会議又は省議(こ	<u> </u> れらに準ず	・運用の手引 るものを含む。)の決定又は	了解及びその	 D経緯
			①閣議を求めるため の決裁文書及び閣議 に提出された文書 (三の項イ)			2 (1) ①- 5 (1)	
			②予算その他国会に 提出された文書(三 の項ハ)		・予算書(一般会計・特別会計・政府関係機関) ・予算参考資料		
		(2) 決算に 関する閣議 の求め及 決算の国会 提出そのの 重要な経 緯	①閣議を求めるため の決裁文書及び閣議 に提出された文書 (三の項イ)		・決算書(一般会計・特別会計・政府関係機関) ・調書・予備費使用書・閣議請議書・案件表・配布資料・決算書(一般会計・特	2 (1) ①- 5 (2)	

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政 文書の類型(施行令 別表の該当項)	保存期間	具体例	文書管理 規則別表 第2の項・ 当事の区 発務の区	保存期間満 了時の措置
		(3) 書答るめに弁重 (4) 画そ議たす検議のなののび(1まるく) 書答るめに弁重 (4) 又のに案る討の他経項項5かでも。問対に議びすのな 本本白のさに案びめ重(らで項(掲を主す関の国る他経 方計書閣れ関の閣そ要14及 3) げ除	横下では、 横下ででは、 大変をできます。 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一部では、 一の項を、 一の項を、 一の項を、 一の項を、 一の項を、 一の項を、 一の項を、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一ののでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは		別別(※を除書・政治・政治・政治・政治・政治・政治・政治・政治・政治・政治・政治・政治・政治・	2 (1) ①- 5 (3) 2 (1) ①- 5 (4)	
6	関関成議準をのてのアのであれている。おいのでは、できないでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのではないがでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アいのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのではないでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのでは、アンのではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	関関成議はす検のへのな行長れ決解立及政協のながのする討行の他経常な及政協の緯のの他関そ要のののは	①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書(六の項イ)②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書(六の項イ) ③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書(六の項イ)	10年	・条約その他の国際約束 ・総理指示 ・原子力規制委員会決定 ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見 に対する回答	2 (1) ①-6	移管

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政 文書の類型(施行令 別表の該当項)	保存期間	具体例	文書管理 規則別表 第2の該 当事項区 業務の区	保存期間満 了時の措置
			④会議の検討のため の資料として提出された文書(六の項ロ)及び会議(国務大臣を構成員とする 会議に限る。)の議事が記録された文書 ⑤会議の決定又は了解の内容が記録され		・配付資料 ・議事の記録 ・決定・了解文書		
			た文書(六の項ハ)				
複数		,			体に対して示す基準の設定及		
7	複数のになるであるが、	複機申す検のへのな物関合る討行の他経のにせ立及び機議重に実び機議重	①申合せに係る案の 立案基礎文書 (八の 事合は原名案の 検討に係る案の 検討に係る案の 検討に係るに関するの を表記でする。 一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、	10 年	・基本方針 ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査・関係団体・関係者のヒアリング ・各省への協議案・各省からの質問・意見に対する回答 ・開催経緯・議事の記録・配付資料 ・申合せ	2(1)①-7	移管
8	他の行政機関に対土地である。一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	基準の設定 に関する立 案の他の重 な経緯	項ハ) ①立案基礎文書(九の項イ) ②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ) ③立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ) ④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・原子力規制委員会決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング ・基準案	2 (1) ①-8	移管

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政 文書の類型 (施行令 別表の該当項)	保存期間	具体例	文書管理 規則の該 第2の該 当事項区 業務の区	保存期間満 了時の措置
			(九の項ロ) ⑤基準を他の行政機 関に通知した文書 (九の項ハ)		・通知		
9	地方では、一世の大学では、一世の大学では、一世の大学では、一世の大学では、一世の大学では、一世の大学では、一世の大学では、一世の大学では、一世の大学では、一世の大学では、一世の大学では、一世の大学では、	基準の設定に関の他の経緯	①立案基礎文書(九の項イ) ②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ) ③立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ) ④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至るととが記録された文書(九の項ロ) ⑤基準を地方公共団体に通知した文書	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・原子力規制委員会決定 ・開催経 ・諮問 ・議事の記録 ・配付答申、最終容申、中間報告、 ・中間報告、 ・建議、提言 ・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング ・基準案	2 (1) ①-9	移管
個力	マは法人の格	利義務の得恵	(九の項ハ) 及びその経緯				
10	(A)	(1)続582ロ準の準の指法標間立そ要物行(法年8条の、処、行針第準に案のなって、とのでのです。 1 名	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項) ②立案の検討に関する審議会等文書(十の項) ②立案の検討に関する調査研究文書(十の項) ③意見公募手続文書(十の項) ③意見公募手続文書(十の項) ③意見公募手続文書(十の項) ⑤行政手続法第2条第8号ロのののでである。第8号ロののでである。第3号のである。第3号のである。第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のでは、第3号のではをはは、第3号のではは、第3号のではは、第3号のではは、第3号のではは、第3号のではははは、第3号のではははははははははははははははははははははははははははははははははははは	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間祭申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・担談を中間報告、とでは、の状況調査・関係者のとでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	2 (1) ①- 10 (1)	移管

事項	業務の区分	当該業務に係る行政 文書の類型(施行令 別表の該当項)	保存期間	具体例	文書管理 規則別表 第2の該 当事項 業務の区	保存期間満 了時の措置
		の標準的な期間を定めるための決裁文書 (十の項)				
	(2) 続い 第3 第2 第3 第3 下等 2 条 第3 下等 5 で まままままままままままままままままままままままままままままままままま	許認可等をするため の決裁文書その他許 認可等に至る過程が 記録された文書(十 一の項)	10立館管をき定のるは等がるる以年公へのとこめに。許の消日特後(文の措るとた限)認効滅に定5年を表している。これの消日特後のは、10年の時のとののでは、10年のでは、10年のでは、10年のでは、10年の	・審査案・理由	2 (1) ①-10 (2)	以下について移 管 (それ以外は 廃棄。以下同 じ。) ・国籍に関する もの
	(3) 行政手 続第2条 第4号のイ 利益下「分」 と関立を 関本経 要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該不利益処分に至る過程が記録された文書(十二の項)	処 か の の の の の の の の の の の の の	・処分案 ・理由	2 (1) ①- 10 (3)	廃棄
	(4) 等等算適す(年79条補い同交る権) (年79条補い同交る権) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	①交付の要件に関する文書 (十三の項イ) ②交付のための決裁 文書その他交付に至 る過程が記録された 文書(十三の項ロ) ③補助事業等実績報 告書(十三の項ハ)	交る終日特後 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年	・交付規則・交付要綱・ 実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・実績報告書	2 (1) ①- 10 (4)	以下について移管・補助金等の交付の要件に関する文書
	(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ)②審議会等文書(十四の項ロ)	裁決、のさに 定の分るる に保日 10年	 ・不服申立書 ・録取書 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 	2 (1) ①-10 (5)	以下について移 管 ・法令の解釈や その後の政大き 立案等を与え な影響を与す る・事件に関す る・審議会等の裁 決等について 年度ごとに取

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政 文書の類型(施行令 別表の該当項)	保存期間	具体例	文書管理 規則別表 第2の該 当事項 業務の区	保存期間満 了時の措置
			決裁文書その他当該 処分に至る過程が記 録された文書(十四 の項ハ) ④裁決書又は決定書 (十四の項ニ)		・意見書・裁決・決定書		りまとめたもの
		(6) 国又は 行政機関とする訴訟の他関する証との を担じまれる重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書(十五の項イ) ②訴訟における主張又は立証に関する文書(十五の項ロ) ③判決書又は和解調書(十五の項ハ)	訴訟が終 結は係る特 定日以後 10年	 ・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書 	2 (1) ①- 10 (6)	以下について移 管 ・法令の解釈や その後の政策 立案等に大き な影響を与え た事件に関す るもの
11	法人の権利義のである。	(1) 続第審同分号指び条なす検の緯)法8査号基ニ導同の期る討重行第号基ハ準の指法標間立そ要改2ロ準の、行針第準に案のな	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項) ②立案の検討に関する調でで支書ででです。 ③意見公募手続文書(十の項) ③意見公募手続文書(十の項) ④行政手続法第2条第8号にのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	10年	・開催経緯 ・諸問 ・議事の記録 ・配付答申、最終答申、中間報告、最終報告、 建議、申間報告、最終報告、 建議、自治体・民間企業の状況は一次の状況は一次では、 ・関係者のとアリング・審査基準案・処分基準 案・見公募要・提出意見を考慮した結果及びその理由 ・審査基準に変勢を表した結果及びその理由・審査基準案・行政指導指導に、 ・標準処理期間案	2 (1) ①-11(1)	移管
		(2) 許認可 等に関する 重要な経緯	(十の項) 許認可等をするため の決裁文書その他許 認可等に至る過程が 記録された文書(十 一の項)	10年(国 立 第一位 立 第一位 を き に か に か に か に か に り と こ め に の に り に り に り に り に り に り に り に り に り	・審査案・理由	2 (1) ①- 11 (2)	以下について移 管 ・運輸、郵便、 電気通信事業 その他の特に 重要な公益事 業に関するも の ・公益法人等の

事項	業務の区分	当該業務に係る行政 文書の類型(施行令 別表の該当項)	保存期間	具体例	文書管理 規則の該 第2の該 当務の区 分	保存期間満 了時の措置
			は許認が おり おり おり おり おり は いり がり 日 特 5 年 の り 後 5 年			設立・廃止 等、指導・監 督等に関する もの
	(3) 不利益 処分に関す る重要な経 緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十二の項)	処れ係日年 年	・処分案・理由	2 (1) ①-11 (3)	以下について移 管軸、郵便、 電気の他の公立を 重要ないである。 を要に関するもの。 が公立を 関するもの。 が公立を 関するもの。
	(4)補助金等の交付(サラングでは、1) (サイン・イングでは、1) (サイン・イングでは、1) (サイン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イ	①交付の要件に関する文書 (十三の項イ) ②交付のための決裁 文書その他交付に至る過程が記録された 文書(十三の項ロ) ③補助事業等実績報 告書(十三の項ハ)	交の事でである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	・交付規則・交付要綱・ 実施要領・審査要領・選考基準・審査案・理由・実績報告書	2 (1) ①-11 (4)	以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書 ・補助事業等実 績報告書に関するもの
	(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ) ②審議会等文書(十四の項ロ)	裁決のさいでは 決他が とのいるに に に に に に に に に に に に に に	 ・不服申立書 ・録取書 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書 	2 (1) ①- 11 (5)	以下について移 管 ・法令の解釈や その後の政策 立案等に大き な影響を与え た事件に関す る・審議会等の裁 決等について 年度ごとに取
	(6) 国又は	決裁文書その他当該 処分に至る過程が記 録された文書(十四 の項ハ) ④裁決書又は決定書 (十四の項ニ) ①訴訟の提起に関す	訴訟が終	・意見書 ・裁決・決定書 ・訴状	2 (1) ①-	りまとめたも の 以下について移
	行政機関を 当事者とする訴訟の他の 訴訟に関する重要な経緯	る文書 (十五の項イ) ②訴訟における主張 又は立証に関する文 書(十五の項ロ) ③判決書又は和解調 書(十五の項ハ)	結する日 に係る特 定日以後 10年	・期日呼出状・答弁書・準備書面・各種申立書・口頭弁論・証人等調書・書証・判決書・和解調書	11 (6)	管・法令の解釈や その後の政策 立案等に大き な影響を与え た事件に関す るもの

						文書管理	
			当該業務に係る行政			規則別表	ter to the environ
	事 項	業務の区分	文書の類型(施行令	保存期間	具体例	第2の該当事項・	保存期間満 了時の措置
			別表の該当項)			業務の区	1 67 671日 巨
1244 日	員の人事に関す	- ス重佰				分	
	職員の人事に関り	(1) 人事評	①立案の検討に関す	10年	・外国・自治体・民間企	2 (1) ①-	移管
12	に関する事	(1) 八事品 価実施規程	る調査研究文書(十	10 +	業の状況調査	12(1)	19 日
	項	の制定又は	六の項イ)		・関係団体・関係者のヒ	(-/	
		変更及びそ			アリング		
		の経緯	②制定又は変更のた		・規程案		
			めの決裁文書(十六				
			の項ロ) (3制定又は変更につ		. 协举安		
			いての協議案、回答		協議案回答案		
			書その他の内閣総理		四合未		
			大臣との協議に関す				
			る文書(十六の項				
			ハ)				
			④軽微な変更につい		・報告書		
			ての内閣総理大臣に 対する報告に関する				
			文書(十六の項二)				
		(2) 職員の	①計画の立案に関す	3年	・外国・自治体・民間企	2 (1) ①-	廃棄
		研修の実施	る調査研究文書(十	,	業の状況調査	12(2)	※別表第1の備
		に関する計	七の項)		・関係団体・関係者のヒ		考二に掲げる
		画の立案の			アリング		ものも同様と
		検討その他の職員の研	②計画を制定又は改 廃するための決裁文		・年度研修計画案		する。 (ただし、閣議
		修に関する	書(十七の項)				等に関わるも
		重要な経緯	③職員の研修の実施		- 実績		のについては
			状況が記録された文				移管)
			書 (十七の項)				
		(3) 職員の	職員の兼業の許可の	3年	・申請書	2 (1) ①-	
		兼業の許可	申請書及び当該申請に対する許可に関す		・承認書	12(3)	
		に関する重 要な経緯	る文書(十八の項)				
		(4) 退職手	退職手当の支給に関	支給制限	 ・調書	2 (1) ①-	
		当の支給に	する決定の内容が記	その他の		12 (4)	
		関する重要	録された文書及び当	支給に関			
		な経緯	該決定に至る過程が	する処分			
			記録された文書(十	を行うこ			
			九の項)	とができ る期間又			
				は5年の			
				いずれか			
				長い期間			
		(5) 職員の	職員の勤怠管理に関	5年	•勤務時間報告書(出勤	_	廃棄
		動怠管理に	する文書	0.5	簿)		
		関する事項		6年 3年	・超過勤務等命令簿 ・休暇簿	-	
				3 +	・ [・] ・ フレックスタイム制の		
					申告簿		
	1						

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政 文書の類型(施行令 別表の該当項)	保存期間	具体例	文書管理 規則の該 第2の該 当事の区 業務の区	保存期間満 了時の措置
				1年	・異動関係書類(職員が 転入してきた場合の転 出先から送付された給 与簿等の写し) ・職員勤務時間報告書 ・超勤理由申告一覧表 ・テレワーク業務計画 書、報告書		
		(a) with FI		3年	・その他勤怠管理関係の 書類(人事院規則等に 定めのあるものを除 く。)		
		(6) 職員の 服務に関す る事項	職員の服務に関する 文書	5年	・職員の講演等依頼に関 する文書 ・海外渡航申請		
70	 D他の事項	0 F.V	1	1 -	1母/工汉州山宇明	<u> </u>	1
13	告示、訓令及び定文では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	(1) 告示の 立その を かなの の は の は り に り に り に り に り に り り り り り り り り り	①立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ) ②立案の検討に関する調査研究文書(二十の項イ) ③意見公募手続文書	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・告示案	2 (1) ①- 13 (1)	廃棄
			(二十の項イ) ④制定又は改廃のための決裁文書(二十の項ロ) ⑤官報公示に関する文書(二十の項ハ)		・意見公募要領・提出意見・提出意見を考慮した結果及びその理由・告示案・官報の写し		
		(2) び案のなの項げ除の計達検の維経項まるもの計重(らにの)を立そ要1前掲を	①立案の検討に関する調査研究文書(二十の項イ) ②制定又は改廃のための決裁文書(二十の項ロ)	10年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・訓令案・通達案・細則 案・要領案等 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案	2 (1) ①- 13 (2)	以下について移管・行政文書管理規則その他のび通要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書
14	予算及び決 算に関する 事項	(1)歳入、 歳入、 歳出、繰越 費費 費 費 費 で 負 発 の り も し に 関 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	①歳入、歳出、継続 費、繰越明許費及び 国庫債務負担行為の 見積に関する書類並 びにその作製の基礎 となった意思決定及 び当該意思決定に至	10年	・概算要求の方針 ・原子力規制委員会決定 ・庁内調整 ・概算要求書	2 (1) ①- 14(1)	以下について移 管 ・財政法第17 条第2項の規 定による歳入 歳出等見積書 類の作製の基

	業務の区分	当該業務に係る行政 文書の類型(施行令 別表の該当項)	保存期間	具体例	文 書 別 ま 別 の 項 の 弱 の の の の の の の の の の の の の	保存期間満 了時の措置
の。 は 要 (に の。	頁のに関する。 の他関な経のび(1) とのく。 のははなりである。 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	る過程に大力の項インのでは、 (昭和22年)の法(昭和22年)の法(昭和22年)の法律第34号)第20年)を発力を発力ででは、 (田本のでは、 (田本の		 ・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求書 ・予算決算及び会計令第12条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書 ・行政事業レビュー ・執行状況調査 ・予算の配賦通知 		礎針定要録(送歳類・条定経のと及そなさ(送経を・行けす緯たと及そなさ財付出を政第に費作なびの経れ財付費含記政るるが文なびの経れ務し等含法2よ要製っ意他緯た務し要む記機予重記書っ意他緯た大た見む法項る求のた思のが文大た求。の関算要録た思のが文臣歳積。第の予書基方決重記書臣予書 ほにになさ方決重記書に入書 0規定等礎針定要録 に定等 いお関経れ
て第て発言集決る経にのの	2) 歳報にに算る権力とのでは、	①歳入及び歳出の決 算報告書並びにその 作製の基礎となった 意思決定及び当該意 思決定に至る過程が 記録された文書(二 十二の項イ)	5年	・歳入及び歳出の決算報告書 ・国の債務に関する計算書 ・継続費決算報告書 ・歳入費報告書 ・歳入第事・歳出簿・支払計画差引簿 ・改出計簿・後出簿 ・支出簿 ・支出簿 ・支出簿 ・支出負担行為認証官の帳簿 ・決算検査報告への掲記が見込まれる事項についての見解徴取及び回答 ・計算書	2 (1) ①- 14(2)	以管 ・条定及算に関のと及そなさ(送及算に で が り り り り り り り り り り り り り り り り り り
		②会計検査院に提出 又は送付した計算書 及び証拠書類(二十 二の項ロ)	請求 で課税仕 入れ等の 税額係 除に 適格請求	・ 計算者 ・ 証拠書類(※会計検査 院保有のものを除く。) ・ 請求書 ・ 課税仕入れ等の税額の 控除に係る受領した適		に国の債務に 関する計算書 を含む。) ・財政法第37 条第3項の規 定による継続

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政 文書の類型(施行令 別表の該当項)	保存期間	具体例	文書管理 規則別表 第2の該 当事項区 業務の区	保存期間満 了時の措置
			③会計検査院の検査を受けた結果に関する文書(二十二の項ハ)	書しは受の課(度日かをたる以5をた提け属税会)のら経日特後年受日供たす期計の翌2過に定7頃又を日る間年末日月し係日年	・意見又は処置要求 (※会計検査院保有のも のを除く。)		費のと及そなさ(送費を財条定費のと及そなき(送費を財第にに作なびの報れ財付決含政第にに作なびの報のた思のが文大た報。第項るるのた思の話書臣継告)3規備書礎針定要録 に続書 5規備書礎針定要録
			④①から③までに掲 げるもののほか、決 算の提出に至る過程 が記録された文書 (二十二の項ニ) ⑤国会における決算 の審査に関する文書		・調書 ・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置		その他の重要 な経緯が記録 された文書 (財務大臣に 送付した予備 費に係る調書 を含む。)
		(o) ∧ ⇒1 44¢	(二十二の項示)		₩ L. 北 / ↑ ♪ /**		・上記のほか、 行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書
		(3)会計機 関に係る補 助者の任免	会計機関に係る補助 者の任免に関する文 書	5年	・補助者任命簿	_	廃棄
15	機構及び定 員に関する 事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	機構及び定員の要求 に関する文書並びに その基礎となった意 思決定及び当該意思 決定に至る過程が記 録された文書(二十 三の項)	10年	・原子力規制委員会決定 ・庁内調整 ・機構要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画	2 (1) ①- 15	移管
16	独立行政法人等に関する事項	(1) 法(年) (1) 法(年) (1) 法(年) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	①立案の検討に関する調査研究文書(二十四の項イ) ②制定又は変更のための決裁文書(二十四の項ロ) ③中期計画(独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期計画、同条第4項に規定す	10年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・中期目標案 ・中期計画 ・年度計画 ・事業報告書	2 (1) ①- 16 (1)	移管

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政 文書の類型(施行令 別表の該当項)	保存期間	具体例	文書管理 規則別表 第2の該 当事項・ 業務の区 分	保存期間満 了時の措置
		究に中標4す行っ目こいじ定に案のな開あ長、項る法て標のて。又関の他経発っ期同に行人は。項同)はす検の緯法て目条規政に年以に の変る討重人は 第定執あ度下お 制更立そ要	る行政執行法人にあっては事業計画)、 事業書その他の 中期目標の規定に基づ と独立行政法人等より提出され、 り提出され、書 の項ハ)				
		(2) 独立行則の定告と導すととは、2 次法とは、2 の性質重要がある。 といる はいい はい	①指導監督をするための決裁文書その他指導監督に至る過程が記録された文書(二十五の項イ)②違法行為等の是正のため必要な措置その他の指導監督の結果の内容が記録された文書(二十五の項ロ)	5年	・報告・検査・ 是正措置の要求・ 是正措置	2 (1) ①- 16 (2)	
17	政策評価に関する事項	行行評る成律号「法う条画検評0の作ののす経政う価法1第。政」。のの討価条評成政実る緯機政に律38以策と)基立、法第価そ策施重関策関(年6下評い第本案政第1書の評に要がのす平法 価 6計の策1項の他価関な	①政策評価語文は第1年 (三年)	10年	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査・関係者のヒアリング ・基本計画案 ・通知 ・事後評価の実施計画案 ・通知	2 (1) ①-17	移管

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政 文書の類型(施行令 別表の該当項)	保存期間	具体例	文書管理 規則の 第2の項・ 当務の 分	保存期間満 了時の措置
			裁文書並びにこれら書 の通知に関する文の 理知に関するの。 程が記録されたでる (18 の頃に掲げる ものをの項に掲げる ・六の項の ・一次策評価の結果の 作成び知に関するの 作成び知に関するのの 作成び知に関するのの が記に関するの。 のが記に関するの。 のが記れたでの。 のが記れたでの。 ではいるといる。 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるといる。 ではいるにはいるといる。 ではいるといる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるといる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいる。 ではいるにはいるにはいる。 ではいるにはいるにはいるにはいる。 ではいるにはいるにはいる。 ではいるにはいるにはいるにはいる。 ではいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいる。 ではいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいる。 ではいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるに		・政策への反映状況案 ・通知		
18	公共事業の 実施に関す る事項	直しれ業画関討とは事そ要轄てるののす、の調業のな業施共業案検係議及施の緯とさ事計に者又び工重	①立案基礎文書(二 十七の項イ) ②立案の検討に関す る審議会等文書(二 十七の項イ)	事のる以又評のる以年れ期業日特後は価日特後のか間終に定5事終に定10が長了係日年後了係日 ずい	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・原子力規制委員会決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企	2 (1) ①- 18	以下について移 管・総大規(100 億円以上(100 億円以上(100 億円以で動す、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、
			る調査研究文書(二 十七の項イ) ④政策評価法による 事前評価に関する文 書(二十七の項へ)		業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・環境影響評価準備書 ・環境影響評価書 ・事業評価書 ・評価書要旨		書その他の重要なもの・総事業費が大規模な事業(例:10億円以上)にでは、事業に関する検討、環
			⑤公共事業の事業計 画及び実施に関する 事項についての関係 行政機関、地方公共 団体その他の関係者 との協議又は調整に 関する文書(二十七 の項ロ) ⑥事業を実施するた		・協議・調整経緯・実施案		第一次 境影響評価、 事業完了報 告、評価書そ の他の特に重 要なもの ・工事誌
			めの決裁文書(二十 七の項ハ) ①事業の経費積算が 記録された文書その 他の入札及び契約に 関する文書(二十七 の項ニ) ⑧工事誌、事業完了 報告書その他の事業		・経費積算・仕様書・業者選定基準・入札結果・工事誌・事業完了報告書		

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政 文書の類型(施行令 別表の該当項)	保存期間	具体例	文書管理 規則別表 第2の該 当事項 業務の区	保存期間満 了時の措置
			の施工に関する文書 (二十七の項ホ) (②政策評価法による 事後評価に関する文 書(二十七の項へ)		・工程表 ・工事成績評価書 ・事業評価書 ・評価書要旨		
19	栄典又は表彰に関する 事項	栄彰は重要な 単型では 変を では では では では でも でも でも でも でも でも でも でも でも でも	栄典又は表彰の授与 又ははく奪のための 決裁文書及び伝達の 文書(二十八の項)	10年	・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿 ・原子力規制委員会職員 表彰候補者上申に関す る書類	2 (1) ①-19	以管・・設・るは ・設・るはのに ・設・るはのに ・の関するができたののは ・の関するができたのは、 ・の関するができた。 ・の関するができた。 ・の関するができた。 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、 ・のでも、
20	国会及び審議会等に対ける審議等に関する事項	(1) 国会審 議(1の項 から前項ま でに掲げる ものを除 く。)	国会審議文書(二十 九の項)	10年	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	2 (1) ①- 20 (1)	以下について移 管 ・大臣の演説に 関するもの ・会期ごとに作 成される想定 問答
		(2) 審議会 等(1の項ま から前掲げる ものを く。)	審議会等文書(二十九の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言	2 (1) ①- 20 (2)	以下について移管・審議会その他の音議制の機関(部会、小委員会等を含む。)及び懇談会等行政運営上の会に関するもの
21	文書の管理 等に関する 事項	(1) 文書の 管理等	①行政文書ファイル 管理簿その他の業務 に常時利用するもの として継続的に保存 すべき行政文書(三 十の項)	常用(無期限)	・行政文書ファイル管理 簿 ・標準文書保存期間基準 (保存期間表)	2 (1) ①-21	以下について移 管 ・移管・廃棄簿
			②取得した文書の管理を行うための帳簿(三十一の項) ③決裁文書の管理を行うための帳簿(三	5年30年	・受付簿・決裁簿		
			十二の項) ④行政文書ファイル 等の移管又は廃棄の 状況が記録された帳 簿(三十三の項)	20 年	・移管・廃棄簿		

事 項 業務の区分 文書の類型 (施行令 保存期間 別表の該当項)	具体例 第2の該 当事項・ 業務の区 分 保存期間満 了時の措置
規定に基づく廃棄の 記録 ⑥標準文書保存期間 基準(保存期間表) の制定又は改廃に関 する文書 ⑦文書管理に関する 通知等 ・指名に関する文書 ⑨文書管理の点検・ 監査に関する文書 ・点材 ・点材	
(2) 公印の 制定に関す る文書 ①公印の制定・改 列・廃止に関する文 書 10 年 ・公司 ・公司 ・公司 ・公司 ・公司 ・公司 ・公司 ・公司 ・公司 ・公司	を結果報告書 中の制定・改刻・廃 関する届出 中の印影の印刷の申 関する文書
(3)他の行政機関等と 政機関等と 政機関等と の会議に関する文書 の会議、調 ②他の行政機関等と 整、連絡事 項等 ①連絡に関する文書 ・庁屋	所する文書 存省 CRO 会議資料
(4) 庁内の 文書管理に 文書管理に 関する会議 等に係る文 書 文書管理適正化チー ムに関する文書 場する会議 等に係る文 書	義資料
***** に基づく勧 規定に基づ が記録された文書	子力規制委員会決定 兄の調査2 (1) ①- 22 (1)以下について移 管 ・勧告、協議、 同意等のうち 特に重要なも の
定に至る過 規定による 協議に対する文書 ・各席 程 他の行政機 (協議案、他の行政 関等に対す 意見 ・各席 ・各席	府省等からの質問・ ルに対する回答

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政 文書の類型(施行令 別表の該当項)	保存期間	具体例	文書管理 規則の該 第2の該 当事務の区 分	保存期間満 了時の措置
		(3) 規定の等は 関係	録された文書 ①通知、報告、資料 の提出要求等に関す る経緯が記録された 文書 ②届出、通知、報 告、資料の提出要求 等の内容が記録され た文書	10年	・報告、資料提出の求め・調査計画・届出書・通知文書・報告書・提出資料	2 (1) ①- 22 (3)	
23	検査等に関する事項	法令報査に は 会報査に は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	①法令に基づく報告 及び検査の内容が記録された文書 ②法令に基づく違法 行為等の是正その他 必要とされる措置の 内容が記録された文書	5年	報告検査是正措置の要求是正措置	2 (1) ①-23	以下ついて移管 ・法令の解釈や その後の政策 立案等に大き な影響を与え た事案に関す るもの
24	試験に関する事項	試る討の験に緯項まるくに案試施の験に得項まるが(1らにのりないのが)を表している。)	①立案の検討に関する審議会等文書及び調査研究文書 ②試験を実施するた	5年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、 建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・試験実施案	2 (1) ①-24	廃棄
			めの決裁文書 ③試験の記録につい て管理する文書	効力が消 滅する日 に係る特 定日以後 5年	• 合格者名簿		
25	国際会議に関する事項	国際会議(外国際会議)とののでは、例如では、例如では、例如では、例如では、例如では、例如では、例如では、例如	①委員長、委員が出席した国際会議のうち重要な国際的意思決定が行われた会議に係る準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	30 年	・発言要領 ・配付資料 ・議事の記録 ・合意文書	2 (1) ①-25	移管
			②重要な国際会議等 (①に掲げるものを 除く。)に係る準 備、実施、参加、会 議の結果等に関する 文書のうち重要なも	10年	・発言要領 ・配付資料 ・議事の記録 ・合意文書		

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政 文書の類型(施行令 別表の該当項)	保存期間	具体例	文書管理 規則別表 第2の該 当事務の区 分	保存期間満 了時の措置
26	国有財産に関する事項	国有財産の管理	①国有財産台帳及び 付属図面 ②用地取得の経緯が 記録された文書 ③国有財産台帳の価 格改定の経緯が記録 された文書 ④国有財産を管理・ 処分するための決裁 文書 ⑤国有財産に関する 重要な経緯が記録さ れた文書(①から④ までに掲げるものを 除く。)	常用 (無 期限) 30年 10年 5年	・契約書 ・価格改定評価調書 ・使用承認、使用許可 ・国有財産台帳登録資料	2 (1) ①-26	以下について移 管 ・法令の解釈や その後の政策 立案等に大き な影響を与え た事案に関す るもの
27	物品の管理 に関する事 項	物品の管理	物品の取得・処分等 に関する文書	5年	・物品管理簿	2 (1) ①- 27	廃棄
28	契約に関する事項	(1)契約に 関する重(18 の項ものも く。)	契約に係る決裁文書 及びその他契約に至 る過程が記録された 文書	契介に定 1 年 5 年	・契約関係書類 ・仕様書案 ・協議・調整経緯 ・財務省協議に関する文書 ・前払金・概算払協議書 ・支出負担行為実施計画書 ・執行運用ルールに関する文書 ・会議費の負担についての何書及び報告書 ・タクシー利用申請書・証拠書類(14の項(2)②に掲げるものを除く。)	2 (1) ①-28	廃棄
		(2)契約に 関する編(18 の項(1) に掲げる の。)	契約に係る決裁文書 及びその他契約に至 る過程が記録された 文書	適書しはたす期計の翌2過に定7格をた提日る間年末日月し係日年請交日供の課(度日かをたる以求付又し属税会)のら経日特後	・交付した適格請求書の 写し ・交付した適格請求書に 係る契約関係書類		
29	原子力規制 委員会の決 定または了 承及びその	原子力規制 委員会にお ける決定又	①委員会の決定又は 了承に係る案の立案 基礎文書 ②委員会の決定又は	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・外国・自治体・民間企	1 [I]	移管

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政 文書の類型(施行令 別表の該当項)	保存期間	具体例	文書管理 規則別表 第2の該 当事項・ 業務の区 分	保存期間満 了時の措置
	経緯(10 項まらに でも のを は るく。)	は了承に関する立案の検討その他の重要な経緯	了承に係る案の検討 に関する調査研究文書 ③委員会の検討のための資料として提出された文書(案を含む。)及び委員会の 議事が記録された文書		業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・配付資料 ・議事の記録 ・決定・了承文書		
			了承の内容が記録さ れた文書(③を除 く。)				
30	原子力規制 委員会マト規 その実施に 関する事項	原子力規制 委員会マネ ジメント規 程の実施	①原子力規制委員会 マネジメント規程の 実施に関する文書 ②知識管理に関する 文書	10年	・中期目標 ・年度業務計画 ・要改善事項報告書 ・是正処置報告書 ・予防処置報告書 ・知識管理計画 ・実績評価	_	廃棄
31	出張及び旅 費に関する 事項	出張及び旅費の支給	①出張及び旅費の支 給に関する文書 ②海外出張等に関す	5年	・旅行命令簿・外勤命令簿・その他旅費の支給に関する文書・海外出張のための便宜	_	廃棄
			る文書		供与依頼 ・公用旅券に関する文書		
32	情報公開及 び個人情報 保護に関す る事項	(1) 情報公開	開示請求に関する文書	5年(審 査会への 諮問に関 する文書 は10 年)	・開示請求 ・審査請求 ・審査会への諮問	_	廃棄
		(2) 個人情報保護	個人情報保護に関する文書	5年(審 査会への 諮問に関 する文書 は10 年)	・開示請求・訂正請求・利用停止請求・審査請求・審査会への諮問		
33	職員の信頼 性確認に関 する事項	職員の信頼 性確認	職員の信頼性確認に 関する文書	10年	・職員の信頼性確認に関 する書類	_	廃棄